

平成27年度より、帯広市が発注する建設工事等の入札・契約事務について取り扱いが変更となります。(No.2)

(2) 平成27年4月1日以降に執行するすべての工事・設計委託の入札について、最低制限価格制度が適用されます。

設計金額が500万円未満の工事・設計委託の入札についても、最低制限価格制度が適用されます。

品確法運用指針において、ダンピング受注の排除を図るため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用が求められていることを踏まえ、これまで、設計金額が500万円以上1億5千万円未満の工事及び設計委託について適用していた最低制限価格制度を、平成27年4月1日以降は、設計金額が130万円を超える工事、及び設計金額が50万円を超える設計委託の入札において、最低制限価格を適用します。(最低制限価格を下回る金額の入札は失格となります。)

最低制限価格制度の詳細については、帯広市ホームページの「入札・契約」「要綱・要領・基準」のページに掲載している「帯広市低入札価格調査及び最低制限価格実施要綱」をご覧ください。

(3) 平成27年4月1日以降に執行するすべての工事の入札において、入札書とともに工事費内訳書の提出が必要となります。

設計金額が2千500万円未満の工事の入札についても工事費内訳書を提出することになります。ただし、設計委託の入札については、今までどおり設計金額が2千500万円以上の場合に委託業務費内訳書を提出します。

入札契約適正化法が改正され、ダンピング受注の防止等のため、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。

これまで、設計金額が2千500万円以上の工事・設計委託について内訳書の提出を求めていましたが、平成27年4月1日以降に執行する設計金額130万円を超える工事の入札において、入札書とともに内訳書を提出していただくこととなります。(設計委託は従来どおり、2千500万円以上の場合のみ提出です。)

工事(委託業務)費内訳書の書き方については、帯広市ホームページの「入札・契約」「様式・説明文書」のページに記載例を掲載しておりますので、参考にしてください。

(4) 平成27年4月1日以降、施工体制台帳等の作成・提出義務がすべての工事に拡大されます。

下請負契約代金総額3千万円(建築一式は4千500万円)未満の場合でも、施工体制台帳等を作成・提出することになります。

入札契約適正化法が改正され、建設工事の適正な施工及び品質の確保のため、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結するすべての場合に拡大されることとなりました。

これまで、下請負契約代金総額3千万円(建築一式は4千500万円)未満の場合は、「帯広市発注工事に係る元請・下請負適正化指導要綱」で定める下請負人選定通知書等を作成・提出していただいていたが、平成27年4月1日以降に契約する工事については、「建設業法施行規則」「帯広市発注工事に係る元請・下請負適正化指導要綱」で定める施工体制台帳等を作成・提出いただくこととなります。

提出書類は次のとおりです。監督員に提出してください。なお、様式は帯広市ホームページの「入札・契約」「様式・説明文書」のページにあります。

提出書類名	提出時期	備考・注意点
①施工体制台帳【様式施工1号】	着工後速やかに工事現場ごとに備え置き、写しを提出	○現場用台帳には全ての一次以降下請契約書の写しを添付 ○提出用(写)には全ての一次以降下請契約書(金額入部分)を添付 ○工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示
②施工体系図(工事現場掲示用)【様式施工2号】	速やかに掲示	○二次以降下請→一次下請→元請(元請が提出を指導・取りまとめ)
③再下請通知書【様式施工5号】	速やかに提出	○一次下請業者分提出(二次以降下請業者分がある場合全て) 二次以降下請→一次下請→元請(元請が提出を指導・取りまとめ)
④元請・下請適正化指導確認チェックシート	下請契約締結後提出	
⑤施工体系図(結果報告用)【様式施工3号】	完成届と併せて提出	
⑥下請代金の支払状況一覧表【様式施工4号】	完成届と併せて提出	

施工体制台帳等、元請・下請適正化指導確認チェックシートの様式が変わります。

建設業法施行規則が改正され、施工体制台帳の記載事項として外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況が追加されることとなりました。また、施工体制台帳等について、代表者の押印をしていただくよう改めました。

(5) 主任技術者の専任等に関する基準を制定します。

専任の主任技術者等に関する基準を制定します。

建設業法施行令第27条第2項において、特例として認められている主任技術者の兼任について、公共工事の急増による技術者不足に対応するため、国の取扱いに準じて、以下の条件を満たす場合に主任技術者の兼任を認めます。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
- ② 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。

主任技術者の兼任要件の詳細については、帯広市ホームページの「入札・契約」「要綱・要領・基準」のページに掲載している「帯広市発注工事における主任技術者の兼任要件に関する取扱基準」をご覧ください。

要綱、各様式、記載例につきましては、平成27年4月1日以降、ホームページの内容を更新しますのでご確認ください。

要綱 : 帯広市ホームページ → 産業・ビジネス → 入札・契約 → 要綱・要領・基準
(<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/soumubu/keiyakukanzaika/b060501youkou.html>)
様式、記載例 : 帯広市ホームページ → 産業・ビジネス → 入札・契約 → 様式・説明文書
(<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/soumubu/keiyakukanzaika/b060501youshiki.html>)



ご理解いただき、適正な入札・契約事務にご協力ください。

